名古屋産業大学における研究費の運営及び管理体制

1)最高管理責任者:名古屋産業大学長

- ・機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理についての最終責任を負う者
- ・不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施すために必要な措置を講ずる。

2)統括管理責任者:学部長

- ・最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
- ・不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括
- ・基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施
- ・実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告

3)防止計画推進:研究不正行為防止委員会

- •委員長:統括管理責任者(学部長)
- ・研究経験を含む者(教員)を含む
- ・関係部署の協力を得て、業務を遂行する。
- 相談窓口としての機能
- ・研究活動上の不正行為、研究費に関する機関内外からの相談窓口

利害関係者

■ 5)内部監査部門:研究不正内部監査委員会

- •委員長:統括管理責任者(学部長)
- ・体制不備の検証
- 通報窓口としての機能(メンバー員:総務課)
- ・研究活動上の不正行為、研究費等の内部監査

7) 調査委員会

・調査の実施 ・不正等の認定

4)コンプライアンス推進責任者:教育研究センター長

- ・各部局等における競争的資金等の管理・運営について実質的な責任と権限 を持つ者
- ・自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告
- ・不正使用防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督
- ・部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

▮6)検収担当者(事務局に設置)

Ⅰ・職員を検収職員として位置付け第三者のチェックによる検Ⅰ収業務を実施